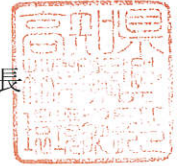




4 高環対第 985 号
令和 4 年 9 月 28 日

ワンレスト・ロジスティクス株式会社
代表取締役 井上 一哉 様

高知県林業振興・環境部長



産業廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可について

あなたから申請のありましたこのことについては、別紙のとおり許可されました。

つきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに同法に基づく政令及び省令の定めるところに従って、廃棄物の適正処理に努めるとともに、下記についても承知しておいてください。

記

- 1 許可を受けた事業の範囲（業の区分及び取り扱う廃棄物の種類）を拡大変更しようとするときは、変更の許可を受けること。
- 2 特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行おうとするときは、新たに許可を受けること。
- 3 事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は住所その他省令で定める事項を変更したときは、当該廃止又は変更の日から 10 日以内に届け出ること（別紙参照）。
- 4 産業廃棄物の処理を請け負う際には、排出事業者と書面による委託契約を締結し、マニフェスト（産業廃棄物管理票）システムにより処理するとともに、委託契約書及びマニフェストの写しを 5 年間保存すること。
- 5 産業廃棄物の運搬にあたっては、運搬車の車体の両側面（船舶の場合は船橋の両側、船橋のない船舶は両げん）に産業廃棄物収集運搬車（船）である旨その他省令で定める事項を見やすいように表示すること（別紙参照）。
- 6 取り扱った産業廃棄物について、環境省令で定める事項を帳簿に記載すること。帳簿は 1 年ごとに閉鎖し、閉鎖後 5 年間事業場で保存すること（別紙参照）。
- 7 従前の産業廃棄物収集運搬業許可証は、環境対策課へ返納してください。

許可番号 03900191970

産業廃棄物収集運搬業許可証

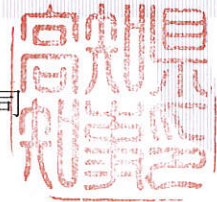
住 所 広島県東広島市志和町奥屋2335番地1

氏 名 ワンレスト・ロジスティクス株式会社

代表取締役 井上 一哉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

高知県知事 濱田 省司



許可の年月日 令和4年9月28日

許可の有効年月日 令和8年1月5日

1. 事業の範囲

(1)事業の区分 収集・運搬(積替え又は保管を除く。)

(2)取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*1、*2を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(*2を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1、*2を含む。)、鉋さい、がれき類(*1を含む。) 以下余白

※取り扱う産業廃棄物の種類

*1:石綿含有産業廃棄物、*2:水銀使用製品産業廃棄物、*3:水銀含有ばいじん等については、(…を含む。)の記載のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面に記載のとおり

5. 高知市内の積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白